

令和 4年 第3回臨時会

令和 4年 5月24日

# 松川町議会会議録



松 川 町 議 会

令和4年

第 3 回 臨 時 会

# 令和4年 第3回 松川町議会臨時会

会 期

令和4年 5月24日 1日間

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
5.24	火	開 会 令和4年 5月24日(火曜日) 午前9時30分	
		開会宣告	7
		議事日程の報告	
		日程第 1 会議録署名議員の指名	
		日程第 2 会期の決定	
		日程第 3 町長あいさつ	
		日程第 4 専決処分事項の承認(2件) 承認第1号～第2号	10
		日程第 5 町長の報告(4件) 報告第1号～第4号	12
		日程第 6 議案審議(3件) 議案第1号～第3号	13
		日程第 9 町長あいさつ	17
		閉会宣言	

## 付議議案および議決結果一覧表

### 《 専決処分事項 》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
承認第 1号	松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第3号）	5月24日	5月24日	承認	10
承認第 2号	松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第4号）	5月24日	5月24日	承認	11

### 《 報 告 》

議案番号	議案名	報告月日	報告頁
報告第 1号	令和3年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5月24日	12
報告第 2号	令和3年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5月24日	
報告第 3号	令和3年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5月24日	
報告第 4号	専決処分事項の報告（損害賠償の額の決定について）	5月24日	12

### 《 議案審議 》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
議案第 1号	令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事1工区工事請負契約の締結について	5月24日	5月24日	可決	13
議案第 2号	令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事2工区工事請負契約の締結について	5月24日	5月24日	可決	
議案第 3号	令和3年度元気センター（仮称）建設に伴う旧店舗解体工事請負契約の締結について	5月24日	5月24日	可決	15

令和4年 松川町議会 第3回臨時会  
(第 1 日 目)

# 令和4年第3回松川町議会臨時会会議録 ( 第 1 日 目 )

令和4年5月24日（火曜日）

午前9時30分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 専決処分事項の承認

承認第 1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第3号）

承認第 2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
（専決第4号）

第 5 町長の報告

報告第 1号 令和3年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 2号 令和3年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 3号 令和3年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 4号 専決処分事項の報告（損害賠償の額の決定）について

第 6 議案第 1号 令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事1工区工事請負契約の  
締結について

第 7 議案第 2号 令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事2工区工事請負契約の  
締結について

第 8 議案第 3号 令和3年度元気センター（仮称）建設に伴う旧店舗解体工事請負契  
約の締結について

第 9 町長あいさつ

閉会宣言

---

出席議員            13名  
                          (別表のとおり)

---

欠席議員            0名

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名  
                          (別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名  
                          (別表のとおり)

---

---

## 開会宣告

○議長（黒澤哲郎） 皆さん、おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回松川町議会臨時会を開会いたします。

---

## 議事日程の報告

○議長（黒澤哲郎） 議事日程の報告であります。本日の日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。

本日の臨時会に、理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーのケーブルテレビ生中継の許可をしてあります。

本臨時会は、地球温暖化防止及び節電の取組としてクールビズにて行います。ご理解をお願いいたします。

---

## === 日程第1 会議録署名議員の指名 ===

○議長（黒澤哲郎） それでは日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。松川町議会会議規則第126条の規定により11番、米山俊孝議員、12番、間瀬重男議員を指名いたします。

---

## === 日程第2 会期の決定 ===

○議長（黒澤哲郎） 続いて日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。

本臨時会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

## === 日程第3 町長あいさつ ===

○議長（黒澤哲郎） 日程第3、町長あいさつであります。

それでは、宮下町長。



○町長（宮下智博） おはようございます。

本日は、令和4年度松川町議会臨時会を招集いたしましたところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

もう長年、2年以上に続いておりますが、新型コロナウイルスの状況についてでございますが、本当に広がってきておる中で、住民生活への影響というのが長く続いております。また、4月からのロシアによるウクライナ侵攻などもあり石油関連の価格高騰で、さらに事態は複雑化をしております。引き続き、住民の生活を守るため、対策をとってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、県内の状況でございますが、ちょうど昨日、全県において医療非常事態宣言の解除に伴いレベルの見直しが行われました。当南信州圏域におきましては、久しぶりにレベルの3に下がったという状況でございます。これに伴いまして、松川町内におきましては、社会教育施設等の制限を緩和をいたしました。本日からホームページ等で周知をしております。よろしく願いいたします。

さて、本日の上程の案件でございますが、いくつかございますが、その中でまずは上位法の改正に伴います条例改正の承認をいただきたいと思います。また、報告の中で予算の繰越等につきまして報告をさせていただきます。また、議案が3つございますが、いずれも条例によりまして5,000万円以上の契約に伴う議決を求めるものでございます。

どうかよろしくご審議をお願いいたします。

---

=== 日程第4 専決処分事項の承認 ===

◇ 承認第1号 松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第3号）

○議長（黒澤哲郎） 日程第4、専決処分事項の承認についてでございます。

承認第1号、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について（専決第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

池上住民税務課長。

○住民税務課長（池上 徹） おはようございます。それではよろしく願いいたします。

= 承認第1号 朗読・説明 =

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

承認第1号について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員起立でございます。全員賛成であります。

よって、承認第1号、松川町税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第3号)は、承認することに決定をいたしました。

---

◇ 承認第2号 松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第4号)

○議長(黒澤哲郎) 次に、承認第2号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第4号)を議題といたします。

説明を求めます。

池上住民税務課長。

○住民税務課長(池上 徹) それでは続けてお願いいたします。

= 承認第2号 朗読・説明 =

○議長(黒澤哲郎) 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

承認第2号について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 12 名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成であります。

よって、承認第 2 号、松川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(専決第 4 号)は、承認することに決定をいたしました。

---

=== 日程第 5 町長の報告 ===

◇ 報告第 1 号 令和 3 年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◇ 報告第 2 号 令和 3 年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇ 報告第 3 号 令和 3 年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長(黒澤哲郎) 日程第 5、町長の報告についてであります。

報告第 1 号、令和 3 年度松川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第 2 号、令和 3 年度松川町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第 3 号、令和 3 年度松川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長(米山政則) それではお願いいたします。

= 報告第 1 号・第 2 号・第 3 号 朗読・説明 =

○議長(黒澤哲郎) 説明を終わります。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

---

◇ 報告第 4 号 専決処分事項の報告(損害賠償の額の決定について)

○議長(黒澤哲郎) 報告第 4 号、専決処分事項の報告(損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長(米山政則) お願いいたします。

= 報告第 4 号 朗読・説明 =

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

---

=== 日程第6 議案審議 ===

◇ 議案第1号 令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事1工区工事請負契約の締結について

◇ 議案第2号 令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事2工区工事請負契約の締結について

○議長（黒澤哲郎） 続いて、日程第6、議案第1号、令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事1工区工事請負契約の締結について、日程第7、議案第2号、令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事2工区工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは議案第1号をお願いします。

＝ 議案第1号・議案第2号 朗読・説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） すみません、お願いいたします。

金額についてお聞きをいたします。

第1工区1億1,110万円、第2工区につきまして5,000万ということであります。以前いただいた資料でありますと、第1工区につきましては距離が240m、第2工区につきましては距離が740mということで距離的には第1工区のほうが3分の1ほどかと思われれます。その距離が短いほうが金額が高いという詳細をお願いしたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） それではご質問にお答えさせていただきます。

延長の長さが違うと思えますけれども、中身の工種が違いまして、2工区のほうに関

しましてはあまり大きい構造物がなくて主に舗装がメインであります。それでこのような延長が違っても金額が違ふということでもあります

1工区に関しましては、大型の現場打のコンクリートとあと防風フェンス・防音フェンスそれらが金額が乗せている状況でございます。

○議長（黒澤哲郎） 塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） 工事の内容が違ふということ認識でよろしいでしょうか。

また、第1工区につきましては、土地の持ち主との交渉等あったと思いますけど、そういう今の現状を教えていただければと思いますが。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 工事が違ふということでご理解いただきたいと思います。

それからあと1工区のほうは、地主さんのところに防風林が何本かありまして、その防風林を全て切りましたので、その代わりになる防風フェンス、高さが約3mの大型の防風フェンスでありますので、それとそれを支持するコンクリートの擁壁が少し金額のほうに乗すというそういうような形になっております。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 以前お聞きしたと思いますが、せっかくのこの議会の場ですのでいま一度明言していただければと思います。

合わせて1億6,000万くらいの工事でございます。一応、町単という形にはなっておりますけれども、ぐるっと回ってJRのほうから補填といったらいいのかな。ちょっとうまい表現が見つかりませんが、そういったことが入ってきます。

JRのほうからは、結局いくら入ってくるのかなと、この工事に関して、その金額を明言いただけますか。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） JR東海より費用負担でございますけれども、協定を結んでおる金額ですが、2億6,158万でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） はい、すみません。

2億。そうですか、この工事に関してというふうな意味で私はお聞きしたんですけれども、1億6,000万のうちどのくらいがその補償に充てられるというか、そういう考えでいけばいいのかなというふうに思っておりますが、それを総額じゃなくて、この工事、

第1工区、第2工区に関してお答えいただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 契約した金額の1工区、2工区足した金額がJRからの費用負担だというふうに考えております。

それから、まだ差が出ると思いますけれども、それに関しましては、また建物移転もありますので、そちらのほうに回したいと思っております。

ただ、工事やっていくとどうしても変更がありますので、その変更にした分が町のほうの負担も発生するかなというには考えております。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

議案第1号及び議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、議案第1号、令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事1工区工事請負契約の締結について、議案第2号、令和3年度町単町道洞新線道路新設改良工事2工区工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◇ 議案第3号 令和3年度元気センター（仮称）建設に伴う旧店舗解体工事請負契約の締結について

○議長（黒澤哲郎） 続いて日程第8、議案第3号、令和3年度元気センター（仮称）建設に伴う旧店舗解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それではお願いいたします。

＝ 議案第3号 朗読・説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 全協でもお聞きしたかもしれませんが、改めてお聞きします。

まず1点目です。

今回の入札、最低制限価格は5,200万8千円でしたけれども、私が聞くところによると地元の相場から大きくかけ離れているという話をいただきました。この額はどのようにやってどういう根拠で算出したのかお答えください。それが1点目。

2点目であります。

元気センターの基本設計について、社会文教委員会等様々な場でいろいろと議会からも意見が出ております。私自身はまだまだ基本設計は詰めきれてないというふうに思っておりますし、ほかの意見も十分に考慮しながら進めていくべきだと思っておりますが、現段階である基本設計の完成度っていうんですか、町側はどのような認識でおりますかね。これ以上、特に大きく変更はない。例えば2階の設計ですけれども、1階になるということはある得ないとか、そういった部分でも結構ですので、その点について言及ください。

以上、2点お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは1点目をお願いいたします。

この最低制限価格につきましては、町で要綱がございまして、松川町工事請負契約に係る最低制限価格制度取扱要綱でございまして。これは地方自治法施行令を準用して定められておりますけれども、この中の第4条に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましてそれぞれ一定の率を定めまして、それに基づいて最低制限価格を設定しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） では2番目の質問でございます。基本設計の現在の進捗状況の考え方のご質問でございます。

全協でもお話ししましたけれども、現在、まとまってきた図面を本日から30日間の予定でパブリックコメント、住民の方々のご意見を伺う機会を設けております。このパブリックコメントでいただいた意見を、また図面の中に反映できるところと採用できずにそ

こは述べませんというところを、皆様に公表して最終的な図面を完成させる予定でございます。

ですから、今、進捗状況としてはパブリックコメントまで行き着けたという感触であります。

加賀田議員のご質問の全く2階が1階になるかというようなご質問だったと思いますけれども、今まで議論してきたところでは、2階で今のところ議員さん以外の皆さんからは大きな反対がないというのが現状でございますので、利用者の方々からは2階建てで進めておりますので、今の基本的なデザインを大きく変えるというのではなくて、使い勝手のいいアイデアだとか、そういうところ皆様にご意見いただきたいというふうに考えています。

よろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それでは1点目のほうから。

町独自の算出方法で決めたというふうにおっしゃってましたね。1月・2月の臨時会では6,500万という予算取りのときに、「あれは県の住宅供給公社のルールに基づいて算定した」とおっしゃってましたね。矛盾しているじゃないですか、その辺のことについてきちっとお答えください。

それから2点目です。

今のお答え答弁でいうと、ほぼほぼあれでいくっていう感じですね。議会の今の答弁の中で気になったのは、議会の皆さんから言われたことはこうだけど、それ以外の人からはほとんど異論が出てないというふうなことをおっしゃいました。ということは、我々議会の意見というものはここで、というふうなことですかね。もうこれ以上ある意味よほどのことがなければ、議会の意見はもう聞き置いたというふうな認識でよろしいでしょうか。

以上2点お願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 住宅供給公社が出してきていただいているものにつきましては、設計額というものでございまして、最低制限価格というのはその設計額に対して一定の町で定める率をかけたものになりますので、そういう認識でお願いしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは、私のほうからは元気センターについての話をさせていただき



ます。

現段階、パブコメまで進んだというのは課長の答弁のとおりでございます。また、加賀田議員のお話の中で、議員の皆様からいただいた意見は、現在の基本設計の反映できる部分は全て反映をさせていただいた上でパブコメにかけさせていただいております。

また、今回のパブコメ、これで30日間いろいろな細かい使い方のアイデアとか出てきたものにつきましては、今後予定しております実施設計のほう反映がいけると思いますので、基本設計の細かいところにつきましては、今の段階である程度まとまったという認識でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 3回目になります。

まず総務課長にお伺いします。今のお答えは、それはそれで理屈としてわかりますけど、私が聞いたのは1月・2月の臨時会で6,500万っていう額を上程して1回否決されて、2月でもう1回再可決っていうことになりましたよね。あのときの6,500万の根拠は何だっということとは議会からわんわん質問が出た。そのときに町側が答えたのは、「住宅供給公社のルールに則ってあそこの指導に基づいて出した額です」と、はっきりそう明言された。で、そのときに住宅供給公社の額というのはあくまで最高額であって、松本城の真ん前でも善光寺の真ん前でもあの建物を解体するのはあの金額でいけるというふうな意味ですよと。いわゆる上限額だということも指摘しました。それを受けて町は「実際に入札ではうんと下がりますのでご安心ください」のような答弁をいたしました。議事録にちゃんと書いてありますんでね。お願いします答弁、きちんとした。

今になって急に町のルールを採用していると、矛盾あるじゃないかという感じがしますけどもね。

それで、やはり基本設計で出してきた額というのもそこが根拠になっているのであれば、そこに町はどのくらいの介在しているのかっていうのもお聞きしたい、結局それが根拠になっているわけですからね。

どっちにしろ高すぎると言っているんです、私は。地元の相場から考えればこの最低制限価格が5,200万になるっていうことはあり得ないだろうなと思っています。それを町民の皆さんにはっきりとわかるように説明してください。そのつもりで質問いたしました。それが1点目。

2点目でございます。

町長、いろいろ言っていただきましたし、私、パブコメのことなんか一言も聞いてませんので、変な話ちょっと議論は逸れますのでそれは結構です。私が聞きたいのは、議会からいろいろ申し上げたことに関しては、もうこの前の全協で大体反映しきったので、もうこれで議会からの意見は聞き終えたという認識なのですかと聞いているわけです。パブコメどうのこうのの答弁いりませんので、対議会に対してどういうふうな対応をとられていくのかということ。これで一応全協終わりなのかということをお聞きしたいわけです。その点についてお答えください。町長でも課長で結構です。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） ちょっと私のお答えできる部分というのは最低制限価格の部分でしかちょっとお答えできませんのでお願いしたいと思いますが、先ほどの答弁のとおりでございまして、最低制限価格というのは、住宅供給公社云々というよりも町が最終的に出した設計額に対して、先ほど申し上げましたように直接工事費以下、共通仮設費ですとか現場管理費、一般管理費等につきまして、率を乗じて算出されたものが最低制限価格になりますので、最低制限価格を算出するのはそのような方法だということを申し上げたつもりです。

6,500万につきましては、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 地元の価格とそれから今回今まで説明してきた6,500万というのが1,000万ほどの乖離があって、これは地元価格が反映されたかということかと思えますけれども、実際、この解体の設計をしていただく段階で出た金額を元に最低制限価格等を設けておりまして、今後、工事等をやってみまして、今回の設計の中で出てきていない基礎の部分、想像の部分がありまして、基礎の部分や進んでいくところにおいては、もう少し出てくる可能性もあるし、ない可能性もあるということを業者からは伺っておりますので、今回、当初の契約につきましては、今のところ解体工事の設計に対して出てきた金額で算出したものでございます。

また、最初の加賀田議員のおっしゃる価格が高すぎるという点につきましては、以前、2月以降説明してまいりました金額は確かに最高に高い部分だったと思われますので、今回、各企業の努力や企業の皆さんがこういう工夫することによってこの金額まで落とせるというところまでで出していただいた金額というふうに考えております。

基本設計の考え方、2番目の質問でございますけれども、今回、パブリックコメントをいただきました。それから今回パブリックコメントに出す図面につきましては、先日

議会の皆さんにお示ししました全員協議会と同じ図面でございます。全員協議会の際にも皆様からのご意見は頂戴しておりますし、そのときにまだ課題もありますので、この30日間の間に議会の皆さんから言っていたいただいたお言葉や、それから住民の方々に寄せられるご意見につきましてはパブリックコメントとして一旦受け止めまして、図面に反映できるところは反映しますし、できかねるところについては理由を示してお答えしていきたいというふうに思っております。

また、皆様に機会いただけるようでしたら、もう一度全員協議会だとかそういう機会が設けられたらそういうふうに出していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは私のほうから総括的にお話をさせていただきます。

1点目の話の中で加賀田議員の話の根拠になっております「地域相場」というものは以前もお話しをしましたが、あるということ把握をしております。ただ、土木の工事につきましては、例えば沖縄地区がいくらとか中部地区がいくらとか具材によっていろいろ地域の相場が細かく設定されているということは把握はしております。なので、現在の相場に対して高く乖離をしているということは認識は全くしてございません。

また、2点目につきまして、今、課長のほうからも細かく話をさせていただきました。今回、今までに整備計画というものを策定して、それをきっかけに今回の基本設計、この先、実施設計というのをお認めいただければ実施設計でさらに細かいところに入っていきますので、その部分でまた反映させることができるというところは出てくると思っております。

ただ、2階を1階に変更するというような大きな変更というのは、今の基本設計の段階では今後はないということでご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 1点お聞きいたします。

この契約の金額の中に、工事概要として前回の説明の中では建築解体工事、電気設備解体工事、さらに機械設備解体工事と、解体工事でありますので、その内容しか入っておりませんが、店舗内の片付けについて以前から当初600万円くらいというような内容でお聞きしておりますけれども、この片付けについてはどういうふうになっているか、

それを1点お聞きしたいと思いますが。

○議長（黒澤哲郎） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 片付けにつきましても含まれております。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 今、私のほうは建築解体、電気、機械と設備の中に含まれておるということであれば、どこに含まれておる等の説明はあるのかなというふうに思っております。

ただ漠然と解体工事であります、この内容は。片付けについては、本当、くどいようですけれども、前から600万円かかるんだということを言われておりますので、当然このどこの部分に入っているとかいうそういう細かい説明もほしかったなというふうに思っておりますので、わかればもう一度答弁いただきたいなというふうに思っております。

○議長（黒澤哲郎） 塩倉保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩倉智文） 機械の運び出しだとかそういうところに入っておりますので、機械の解体工事だとかそういうところの一部になっているというふうに認識しております。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） いよいよ解体する業者の見積もりが出たということでの、その承認を求める提案でございます。今までの経過をもう一度振り返る意味で質問させていただきます。

旧「ハローミヤ」を町が購入し、その建物を改修して元気センター、福祉関係の施設を造るというふうなことで進めてきたものが、どういうことを契機というか、引き金で解体して造り直すという形で決められたかという、もう一度、またその今、現建物を改修して使うことはどういうことで困難だったのかということ、もう一度振り返って確認したいなと思ひまして質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 契約締結についての議題でありますので、解体の是非についての議論ではございませんが、町側で答弁ができますでしょうか。

宮下町長。

○町長（宮下智博） 議長からもございましたとおり、今回、入札で落札をされた業者に対する何か契約の不備であったりとか選定方法についてのご議論をいただければと思いますが、今のお話の中で少し今、手持ちの資料でお話ができる、以前もお話しましたが、令和2年の4月の24日に全員協議会の中で新しく2階建ての建物に改築しというお話を初め

てさせていただきました。ここからさらに1年かけて令和3年の1月8日の中でも、2階建ての新築という話になってきております。

その中には、当然議会の皆様のご意見があったりとか、検討委員会の皆様のご意見も以前お示ししたとおり、たくさんいろんな意見がございました。その中で総合的に判断をさせていただいたというのが以前もお示しをしたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 町側から答弁をいただきましたが、提出されている議案は契約締結についてでございますので、議案から外れる質問はご控えていただきたいと思っております。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） まず、契約の締結についてということで、反対の立場で理由を述べさせていただきます。

契約の工事会社と工事金額については、多少疑問もありますけれども、問題はないと思っております。しかし、この施設の解体が決まったプロセスの中で、検討委員会や議会において出された資料があたかも解体しなければならないといった捏造された資料だったにも関わらず、無理矢理解体のほうに進めてきたと。今でも思うのはコンプライアンスのある真面目な町の職員があのような資料を作るとは私は思っておりません。町長の強い指示があつてのことだと思っているわけですが、あの資料を作った職員が心を痛めていないか非常に心配しています。

今回、解体の工事にあたってあの資料が捏造されたものではないにしても、間違った資料で解体が決まったという中であります。

先日の社会文教委員会でも設計コンサルタントの「アーキデック」さんからも言われたかと思っております。「耐震補強の要らない施設が新築より明らかに安くできる」と言っておられました。少なくとも多少の知識のある人ならわからないはずがない。非常に残念ですが、これが最後の解体を止める機会かと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 反対討論がございました。

それでは、賛成討論ございますか。

中平議員。

○7番（中平文夫） 私は賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

賛成する立場として2点あります。

まず1点目、入札に関わることでありますので、総産建にも若干影響あるかと思えます。それで、私は町の建設業、建築業の方と3、4人の方と意見交換をいたしました。その中で言っていることは、「飯田下伊那地区の地元の相場が他地区と比べて極端に安いことはない」ということを明言されております。と申しますのも、先ほど町長も答弁されておりましたけれど、相場というものは地区ごとに換算されてそれを当てはめているというような部分。で、公共施設解体にあたり法令に定められた基準でやることが大前提であると。もう1つは、今年の4月から、またアスベストの処理が厳格化されているというようなこともあります。それと産業廃棄物等の処理に対するマニフェストの作成等と、これも法令で決められたとおりやらなければいけないというようなこと、そういうことを勘案してこの地域の相場というものは若干人件費で出てくるぐらいで、あとのものはほとんど同じであると。したがって「この地域の相場が極端に安くてことはない」ということを明言されておりました。

それが証拠に、この5社が入札した価格を見ても、安いのが勝間田の金額であるということでもあります。

2つ目として、議決に関してであります。

議員必携では、議員の意思が賛否に分かれている場合、議決を集計した上で多数決の原理に従って過半数の賛成の意思表示があれば議会の意思と定められるものとするということで6,500万という数字が議会で議決されております。これ以上になれば反対する理由もありますけど、これ以下のものであれば、その入札方法等に何か瑕疵があれば問題はありますかと思えますけど、これ以下のものに対して解体が反対だからということで反対することは、議会としての決定した議会の意思を反対している人たちもそうはあっても、その6,500万円以下であれば、概ね賛成しなきゃいけないというように書かれております。議決の宣言があったときから成立した議決に従わなければいけないということが書かれております。これは議会が守らなければいけない重要な案件であります。そこら辺は、議員としてもきちっと守らなければいけないと思っております。

また、地方自治法96条のところを見ますと第2号に「予算を定めること」ということで、6,500万という数字をそれ以下のものがあって、それ以下で入札されて、それが今までの過程がどうのこうのだから反対ということは、昭和29年の最高裁でもそういうこと

は認められないというような裁定も出ておりますので、議会とすればそこら辺はきちっと守ってやっていかなければいけないことだろうと思います。

したがって、私は 6,500 万以下であるということ、それとこの地域の相場を 2、3 社の業者に聞いても「そんなに安いはずはない」ということを明言しておりましたので、私はこれを賛成としたい。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

米山義盛議員。

○2 番（米山義盛） 私は反対ということで討論をさせていただきます。

先だての質問、確かに契約に関わること以外の経過のことで答えていただいてありがとうございました。

先だって、飯田駅前の旧「ピアゴ」ビルが改修によって新しい飯田市公民館及び平和祈念館がオープンいたしました。本当、吉川建設という大手の建設会社はそのビルを買取って改修してその部分に 2 階・3 階部分を公民館、飯田市の公共部門を設置するという形での改修によってオープンしました。

総額どれくらいかかったかということは調べていませんが、結構速やかに本当に改修してもうオープンということでちょうどこの間、自転車の「ツアー・オブ・ジャパン」の競技が行われているその日にオープンいたしました。見てきましたけど、そういうふうな形での活用できるビルディングは、改修によって活用できるということを本当にいい例として示しているのではないかと思います。

それに対して、使えるだろうという「ハローミヤ」の建物を多額のお金を使って解体し、造り直すことはやっぱり大きな禍根を残すのではないかという思いがいたしますので、ここは解体するというその契約をめぐる議案ですので反対いたします。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 反対討論がございましたので、賛成討論ございますか。

間瀬議員。

○1 2 番（間瀬重男） 私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

元気センターの建設、非常に遅れてきておるわけであります。そんな中で、利用者の声、また、議会の声等聞く中で、ようやくこの解体というところまで進んできたわけでございます。そんなことで、あの建物を解体しないことには前に進んでいけません。

また、基本設計については、まだいろんな意見を聞く場所が設けられております。

そんなことで、私はもちろんそれは契約の金額については、入札というシステムというかそれを経てきた金額であって、これも1社で入札したわけでありませんで、公的な正しい入札金額だと理解をしなければなりません。

そういうことで、私は、この解体の契約について賛成の立場で討論をいたしました。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 私はこの議案に反対の立場で討論させていただきます。

まず、1点目に関しては、やはりこの金額でございます。私自身は妥当性がきちんと主張できる金額だとは思っておりません。何より先ほど町長が、「地元の相場感を自分は把握してない」と、はっきり明言なさいました。それから、総務課長の答弁によると、「この金額の算出根拠はいわゆる基本設計から算出したものである」と、「一定の率をかけて」というふうな表現をなさいました。その基本設計そのものがですね、やはりまだ議会を二分するようなきちとしたものに詰めきれていないというふうに思っています。

この事業について、この解体費もそうなんですけれども、町民もそうですし我々議会もそうです。二分していますね、大体ね。で、町が推進する事業として、それは100%賛成ということはあり得ないと思いますけれども、反対している人に対して誠意ある説明をしているとはとても思えない。きちっと、例えばLCC1つとっても納得のいく説明が全然得られない。納得というか論理的なね。あの時点でLCCは安いから新築というふうな理屈でした。論理的です。安い方になる。だけど今度は明らかに高くつく。で、それを示してでもなお、「いや、新築のほうが安いです」と言いました。この前。「じゃあその計算過程を見せてください」と、今日まで出てこない。おかしいじゃないですか。ねえ、課長、そういう約束しましたよね、前回ね。臨時会までに出してくれと。そういうところなんですよね。

で、町長もあと任期1年しかないのに、決着がどうなるか分からない状態で事業にこのように着手して、責任としてどうなんだろうとやっぱり思いますし、なによりその金額に関しての感覚は、先ほどの「地元の相場感私は把握しておりません」と言い切ったところも税金の支出を司る者の発言として、私はどうかと思っています。

そういう批判の意味も込めて反対いたします。

○議長（黒澤哲郎） 反対討論がございました。賛成討論ございますか。

ほかに、討論ございませんか。

川瀬議員。



○5番（川瀬八十治） 私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、ここにおいでにいる議員の方々、ほとんどが前回、安い価格で購入し利用に賛成であったということでもあります。その後は、改修から改築に向けての解体ということで決定をいたしました。

当初、解体費用は1,900万円ありました。これ先ほど、相場を申ししておりましたけれども、ここら辺の相場は大体、割返して見ますと坪5万円ぐらいです。これは大体どこでも解体すると坪5万円ぐらいで計算が今回も1,000何㎡で割る3.3で計算すると1,900万円ぐらいになります。その後、世界情勢によっていろいろ2割から3割の高騰がある、これは現状であります。

ということになりますと、2割から3割ということになれば、2,600万円ぐらいからマックス3,000万円ぐらいが解体費として妥当かなというふうに思っております。

以前にも申し上げましたように350万円を買った建物、これをですね、今回は5,324万円でありますけれども、これで解体するということは非常に問題があるというふうに考えております。

後戻りできない、また先に進められないというような意見もございます。ここは、一旦冷静に立ち止まって金額の再検討をする必要があるというふうに思いまして、反対の意見とさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 賛成討論ございますか。

それでは、ほかに討論がなければ討論を打ち切りたいと思っておりますが、ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

それでは、ここで採決を行います。

議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立8名）

○議長（黒澤哲郎） 賛成多数であります。

よって、議案第3号、令和3年度元気センター（仮称）建設に伴う旧店舗解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これにて閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

---

=== 日程第9 町長あいさつ ===

○議長（黒澤哲郎） それでは、日程第9、町長あいさつであります。

宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは、本臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

大変熱心なご審議ありがとうございました。本日議決をいただいた件につきましては、いずれの案件につきましても、スピード感を求められているものでございます。速やかに進めてまいります。また、その中でたくさんの大きなご意見もいただいております。引き続き住民の生活のために決着点をつくりながら進めてまいります。どうかよろしく願いいたします。

また、来週からは6月の定例会が開会となります。一昔前までは6月定例会、国保議会などと言われるように、国民健康保険税についての上程を予定しております。

また、冒頭のあいさつの中でも申し上げましたが、新型コロナウイルス対策につきましても補正予算を上程を予定しております。よろしくご審議お願いいたします。

ただ、このことにつきましては、刻一刻と状況が変わってきておりますので、予算の伴うことにつきましては、補正予算などで当然対応していきますが、それ以外、例えば施設の制限でありましたり、小中学校や保育園につきましても、臨機応変に対応してまいります。ただ、陽性になった方の個別の情報がない中、さらなる拡大やクラスターの発生を防ぐという観点で、今後も様々なお願いをする可能性が出てまいりますので、引き続き周辺の方を守るためにもご理解、ご協力をよろしく願いいたします。

また、対象者は少し限られておりますが、第4回目のワクチン接種につきましても準備が進んでおります。このワクチン接種につきましては、全住民の皆様には強制できるものではないということはよく把握はしております。ただ、皆様ご承知のとおり、学校の現場とかまた保育園などでの感染というのが少し拡大することがあるということはお理解をいただいております。その中でお願いをしたいのは、特に家庭に小さなお子さんをお持ちの同居のご家族の皆様につきましては、ワクチン接種、できれば積極的に検討を引き続きお願いをいたしたいと思っております。

いろいろ申し上げました。これから実は今年の夏は暑い夏になるのではないかとされており、屋外でのマスクの着用も少し見解も出てまいりました。特に熱中症など

健康に留意をいたしまして、引き続き住民のために、また議会の皆様、また住民の皆様  
もご協力をいただければと思います。

本日は臨時会、大変ありがとうございました。

---

閉 会

○議長（黒澤哲郎） 以上をもちまして、令和4年第3回松川町議会臨時会を閉会といたしま  
す。

---

閉 会 午前10時40分

## 議員・説明員・事務局出席表

## I. 議員出席表

議席 番号	氏名	第1日
		5月24日
1	塩沢貴浩	○
2	米山義盛	○
3	加賀田 亮	○
4	米山郁子	○
5	川瀬八十治	○
6	大蔵 洋	○
7	中平 文夫	○
8		
9	坂本勇治	○
10	森谷岩夫	○
11	米山俊孝	○
12	間瀬重男	○
13	松井悦子	○
14	黒澤哲郎	○

## II. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日
		5 月 24 日
町 長	宮 下 智 博	○
副 町 長	岡 田 憲 輔	○
教 育 長	小 平 順 一	○
総 務 課 長	米 山 政 則	○
まちづくり政策課長	佐々木 保	○
住 民 税 務 課 長	池 上 徹	○
会 計 管 理 者	池 上 徹	○
保 健 福 祉 課 長	塩 倉 智 文	○
産 業 観 光 課 長	田 中 学	○
建 設 水 道 課 長	原 高 広	○
リニア対策課長	小 沢 雅 和	○
こ ども 課 長	下 井 昭 二	○
生 涯 学 習 課 長	高 根 竜 二	○
図 書 館 ・ 資 料 館 長	福 島 俊 美	○
議 会 事 務 局 長	加 山 隆 浩	○

## III. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日
		5 月 24 日
議 会 事 務 局 長	加 山 隆 浩	○
書 記	竹 村 一 希	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和4年 月 日

松川町議会議長 黒 澤 哲 郎

署名議員 米 山 俊 考

署名議員 間 瀬 重 男